2017 年 8 月 28 日

選挙市民審議会　第一部門　発題

18 歳被選挙権

事務局　城倉啓

１．歴史的経緯

1890 年初の衆議院選挙以来、衆議院議員の被選挙権年齢は 30 歳以上とされた。貴族院議院の場合、皇太子・皇太孫が 18 歳以上、その他の皇族男子が 20 歳以上、公爵・侯爵は 30 歳以上となると自動的に議員資格を得た。同爵位の者たちの互選で選出される伯爵・子爵・男爵の被選挙権年齢は 25 歳以上とされた（1925 年に 30 歳に引き上げ）。皇族議員を除けば、身分制度を前提しながらも両院同じ資格年齢の時期が 20 年以上あった。

1945 年に女性が選挙権および被選挙権を獲得したと同時に、衆議院議員の被選挙権年齢は 25 歳以上、1947 年に参議院被選挙権年齢は 30 歳以上とされ、現在に至っている。また、衆議院議員に並んで都道府県議会議員・市区町村長・市区町村議会議の被選挙権は 25 歳以上であり、参議院議員に並んで都道府県知事の被選挙権年齢は 30 歳以上である。

なお 1890 年時点で 30 歳以上であった選挙権は、1925 年に 25 歳以上に、1945 年に 20 歳以上に、さらに 2016 年に 18 歳以上に引き下げられている。また、成年年齢は 1877 年の太政官布告以来 20 歳が長く続いたが、2017 年に 18 歳に引き下げられた。

２．現行法の課題

歴史的経緯に見るごとく、一部の例外が貴族院に見られるものの、基本的に被選挙権年齢は引き下げられていく傾向にある。また、選挙権の引き下げと同時期に引き下げられることが自然である。

「立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要である」（1968 年 12 月 4 日三井美唄炭鉱事件最高裁判決）。この判例に従い、憲法 15 条 1 項は、選挙権のみならず、選挙権の裏返しとしての被選挙権（「立候補権」辻村みよ子）をも保障していると解すことは合理的である。両者が表裏の関係である限り、主権者は選挙権と被選挙権とを同時に取得すると考えるべきである。

2017 年秋の臨時国会において成年年齢を 18 歳に引き下げる法案が提出された。18 歳国民投票（憲法改正のための）、18 歳選挙権と足並みをそろえた形だ。被選挙権のみを置き去りにする必要はない。すでに民進党は衆議院 20 歳・参議院 25 歳（各 5 歳引き下げ）を提案し、日本維新の会は一律の 18 歳被選挙権年齢を提案している。

社会的合意形成への配慮以外に、衆議院等と参議院等の被選挙権年齢に差を設ける合理的理由はな

い。実際、現状のように差異を設けることは、憲法 44 条の定める「両議院の議員・・・の資格は、・・・社会的身分・・・・教育、財産又は収入によって差別してはならない」という立候補権の平等原則に、実質的には抵触している可能性すらある。そして、衆参間の差異を、地方議会議員および市町村長と都道府県知事との間の差異と一致させる理由も無い。

３．世界の趨勢

世界 194 か国のうち下院の被選挙権は 18 歳が 54 か国（27.8%）、21 歳が 60 か国（30.9%）、25 歳が 57 か国（29.4%）である。その内、OECD 加盟 34 か国中、過半数の 54.9%（18 か国）は 18 歳以下、79.4%（27 か国）は 21 歳以下である。日本の被選挙権年齢が比較的高いことが分かる。一院制であってもスウェーデン、ノルウェー等北欧諸国は、18 歳被選挙権を採る。

上院の被選挙権年齢が判明した 70 か国中、46 か国（65.7%）において上院の被選挙権年齢が下院の被選挙権年齢より高く設定されており、両院の被選挙権年齢が一致していたのは 24 か国（34.3%）である。特に上院・下院共に 18 歳を採るドイツの事例が参考になる。ドイツでは 1970 年に被選挙権年齢を成年年齢と一致させるという改正が行われ（当時 21 歳成年）、1974 年に成年年齢を 18 歳に引き下げると同時に被選挙権年齢も 18 歳とした。両院を同じ年齢にする国は三分の一以上存在し、国際的には極端な少数派ではない。

また年齢差を付けている国においても、下院議院の被選挙権年齢は 18 歳が目立つ。例えばイギリスは上院 21 歳・下院 18 歳、フランスは上院 24 歳・下院 18 歳、アメリカは上院 30 歳・下院 25 歳である。ただし英仏米は両院間の権限や選出法に差異が大きい。

日本の参議院は衆議院とほとんど権限に差異がないし、どちらも直接公選で任命される全国民の代表である。英仏米のように被選挙権年齢に差をつける理由が乏しい。それゆえに、衆参議員および地方議会議員・首長の被選挙権年齢を同年齢にすること、そしてその年齢を成年年齢である 18 歳とすることが国際的にも望ましいと考える。また、諸外国のような充実した主権者教育の整備も同時に望まれる。

なお、上述の 18 歳被選挙権を採るスウェーデン・ノルウェー・ドイツと日本の国会議員の年齢を比べると顕著な相違がある。30 歳以下の議員の比率が、スウェーデン 5.0%・ノルウェー5.6%・ドイツ 6.0%なのに対して、日本はわずか 0.6%、実にドイツの十分の一でしかないのである。

※　那須俊貴（国立国会図書館 調査及び立法考査局 政治議会課）「諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢」、『レファレンス』 2015 年 12 月号

※　NPO 法人 Rights http://rights.or.jp/archives/1080

４．法改正提言／改正により期待される効果

被選挙権年齢を一律に 18 歳に引き下げる法改正を提案する。

2016 年の 18 歳選挙権は、直後の参議院通常選挙における若年層の投票率を押し上げ、政治参加のハードルを下げた。それ以上の効果が 18 歳被選挙権に見込まれる。今後多くの若年層の立候補者が登場するだろう。ただし、資力に劣る若年層にとっては、供託金の廃止を伴わなければ、上記の効果は十分に発揮されないおそれがある。

「シルバーデモクラシー」とも評される現在、年金その他世代間の利害調整のために、自分たちの代表を議会に送ることが若年層の悲願であろう。諸外国の例は被選挙権年齢を下げることが若年層議員増加の効果に直結していることを示している。「18 歳議員／首長の誕生」は、議会内に多様な民意を反映させることに資する。特になり手不足に悩む地方議会にとって、良い意味の刺激を与えることになることが期待される。

５．改正条文

公職選挙法　新旧対照表

	新	旧
（被選挙権） 第十条	日本国民で成年年齢に達した者は被選挙権を有する。	日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。 一　衆議院議員については年齢満二十五年以上の者 二　参議院議員については年齢満三十年以上の者 三　都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上の者 四　都道府県知事については年齢満三十年以上の者 五　市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上の者 六　市町村長については年齢満二十五年以上の者